



南丹市原子力防災パンフレット



南丹市

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所が立地する周辺地域のより現実的な防災対策を講じる必要があることから、これまでの事故の教訓から、「原子力施設等の防災対策の重点的に充実すべき地域」について、従来の緊急時計画区域（EPZ；概ね10km）に代えて、予防的防護措置を準備する区域（PAZ；概ね5km）と緊急時防護措置を準備する区域（UPZ；概ね30km）の二段階の定義づけが原子力安全委員会から報告されたところです。

これを受けて、南丹市においては福井県高浜、大飯両原子力発電所のUPZ圏域に市域の一部（美山町）が含まれることとなりました。

原子力防災は、原子力施設において異常事象（事故）が発生し、その影響が地域に及ぶおそれがある場合に、放射性物質又は放射線による被害から住民皆さんの身体を守ることが第一の対策です。

そのため、南丹市では原子力発電所から放出された放射性物質による被ばくをしないよう、屋内への「退避」と放射性雲から遠ざかる「避難」について、「原子力災害住民避難計画」を作成し、原子力災害が発生したとき取るべき行動をまとめました。

日頃からあらゆる災害に対して気をつけていただき、原子力災害に係る有事の際は、このパンフレットを参考にいただければ幸いです。

このパンフレットは、放射線に関する基礎知識、原子力災害が発生したときにとるべき行動、南丹市における原子力防災の取組などについてまとめたものです。この冊子により、皆さんの不安や疑問を解消するとともに、万が一の緊急時の適切な行動をはじめ、原子力防災を理解いただく上での一助となれば幸いです。

◎このパンフレットは、京都府防災会議専門部会委員の監修のもと作成された「原子力防災のしおり」を踏まえ、「南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）暫定計画」および「原子力災害住民避難計画」の内容を要約して掲載したものです。

目次



● 高浜発電所と大飯発電所からの距離	1
--------------------------	---

1. 南丹市の原子力防災対策

(1) 災害が発生したとき	2
(2) 情報の伝達	7
(3) 避難しなければならないとき	8
(4) 避難生活への支援	10
(5) 医療体制の確保	11
(6) 関係機関連絡先	12

2. 放射線の基礎知識

(1) 放射能と放射性物質とは違うの?	13
(2) 外部被ばくと内部被ばくのの違いって何?	15
(3) 日常生活でも放射線を浴びているの?	16
(4) 手洗いとかマスクをただけで 本当に大丈夫なの?	17
(5) 避難時や緊急時のために何を準備すればいいの?	18
(6) 食べ物や飲み物はいつもどおり飲食していいの?	19

● メモ	20
------------	----

高浜発電所と大飯発電所からの距離

私たちの住む南丹市は、福井県にある関西電力株式会社の高浜発電所と大飯発電所からどのくらい離れているのでしょうか？位置と距離の関係が分かるように以下に示します。





南丹市の原子力防災対策

1. 災害が発生したとき

南丹市では、原子力災害が発生した場合、市民のみなさんに無用な混乱が生じないように、原子力発電所の異常事象(事故)に対して、早急かつ正確な情報を収集し、市民のみなさんにお伝えします。

1. 情報の伝達

南丹市内全域に対して、

○防災行政無線

○市有線テレビ

で、災害の情報をお知らせします。

なお、特に放射線の影響があると判断された地域に対しては、

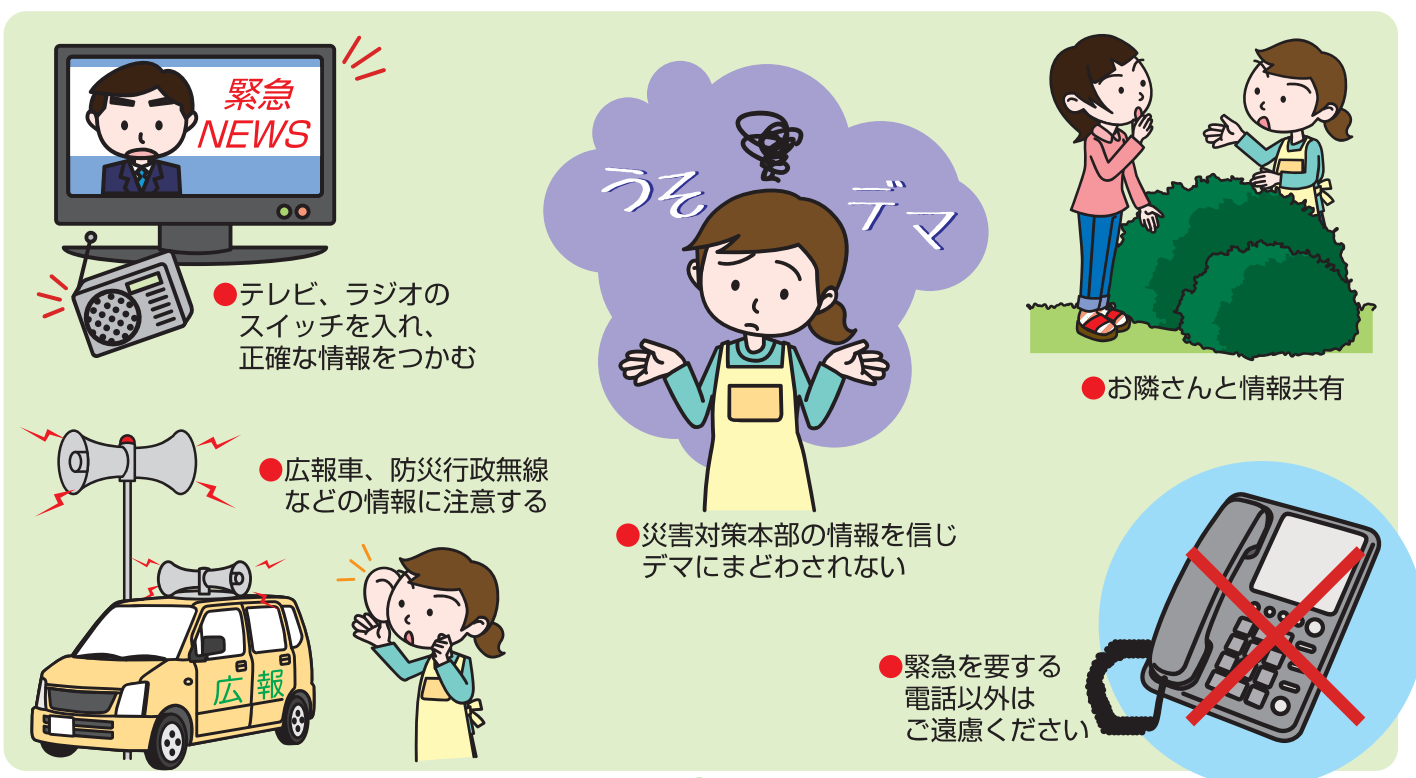
○区長さん、振興会長さんへの電話連絡

○市の広報車による広報

で、住民の方々に「取るべき行動」を指示します。

また、市民のみなさんが原子力発電所の異常事象(事故)を知ったときは、テレビやラジオからの正確な情報入手を心がけ、デマなどに惑わされないようにしましょう。

次の点に注意しましょう



2. 避難体制

原子力発電所の異常事象(事故)が発生した場合は、影響が想定される地域を中心に放射線環境モニタリングを実施し、放射線量を測定します。

また、異常事象(事故)の現状、今後の動向について、国や関西電力(株)、京都府からの情報と、測定した放射線量の結果に基づき、次の防護・避難体制をとることとします。

(1)屋内退避

(2)第一次避難体制

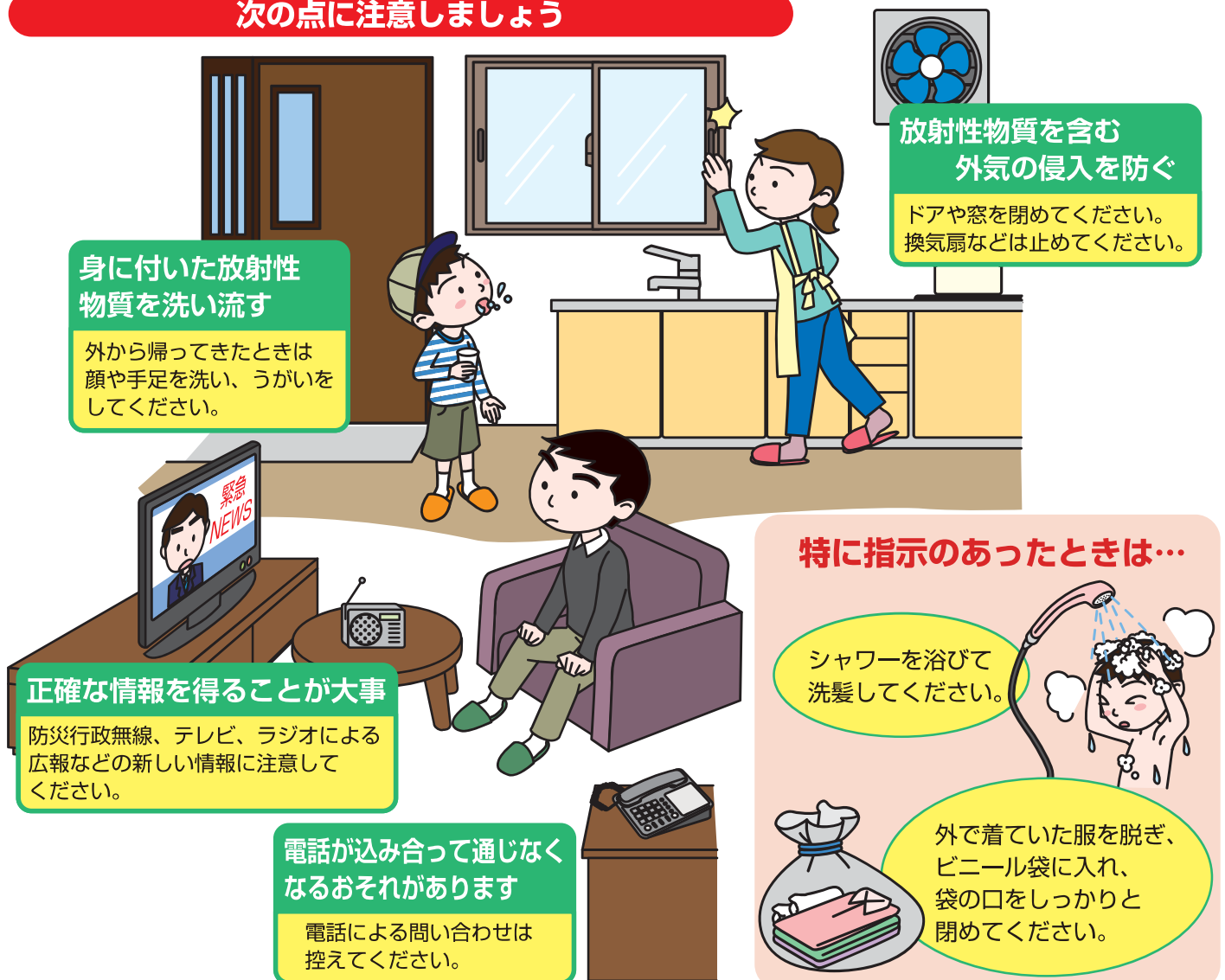
(3)第二次避難体制

(1)屋内退避

原子力発電所の異常事象(事故)により、放射性物質が放出され、モニタリングの結果、一定レベル(防護対策が必要となるレベル)を超える恐れがあるときは、その周辺地域に『**屋内退避**』を指示します。

『**屋内退避**』とは、建屋の遮へい効果及び気密性等により防護対策上有効な方法とされています。

次の点に注意しましょう



「コンクリート屋内退避」または「避難」の指示が出たらどうすればいいの？

屋内退避では不十分と判断される場合には、「コンクリート屋内退避」または「避難」の指示が出されます。

コンクリート屋内退避の指示が出たら、近くのコンクリートでできた建物の中に入りましょう。

避難が必要なときは、市からの指示をよく確認し、指定された場所に集合してください。

(具体的な避難場所や集合場所、避難方法などは、決まり次第、市からお知らせします。)

次の点に注意しましょう



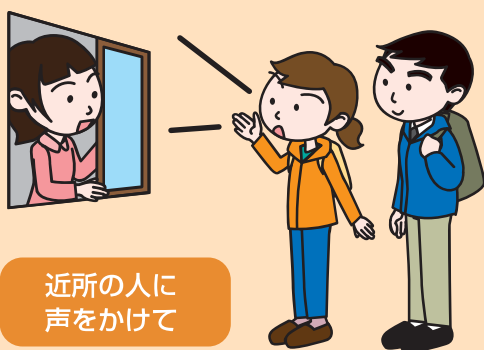
指示の内容をよく聞きましょう



指示があればマスクや上衣を着用して持ち物を最小限に



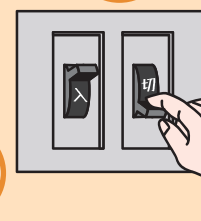
元栓を閉める



近所の人に声をかけて



戸じまりを忘れずに



電気のブレーカーを切る



徒歩で集まり指示を待つ



病人、高齢者の方など、自力で避難できない方は市に連絡してください

(2) 第一次避難体制

原子力発電所の異常事象(事故)の終息見込みがたたず、放射性物質の放出量の増加、気象条件、モニタリングの結果により、更に影響が懸念される場合、原子力発電所から概ね 20 km圏域の住民の方々に『避難指示』を出します。

■原子力発電所防災対策の第一次避難対象地域

○高浜原子力発電所

地 域 名	美山町 福居地域、盛郷地域、豊郷地域
-------	--------------------

○大飯原子力発電所

地 域 名	美山町 山森、熊壁、林、知見
-------	----------------

(3) 第二次避難体制

なお引き続き、原子力発電所の異常事象(事故)が継続し、更にモニタリングの結果、放射線量の増加や放出量の拡散等がある場合、また見込まれる場合、原子力発電所から概ね 30 km圏域の住民の方々に『避難指示』を出します。

■原子力発電所防災対策の第二次避難対象地域

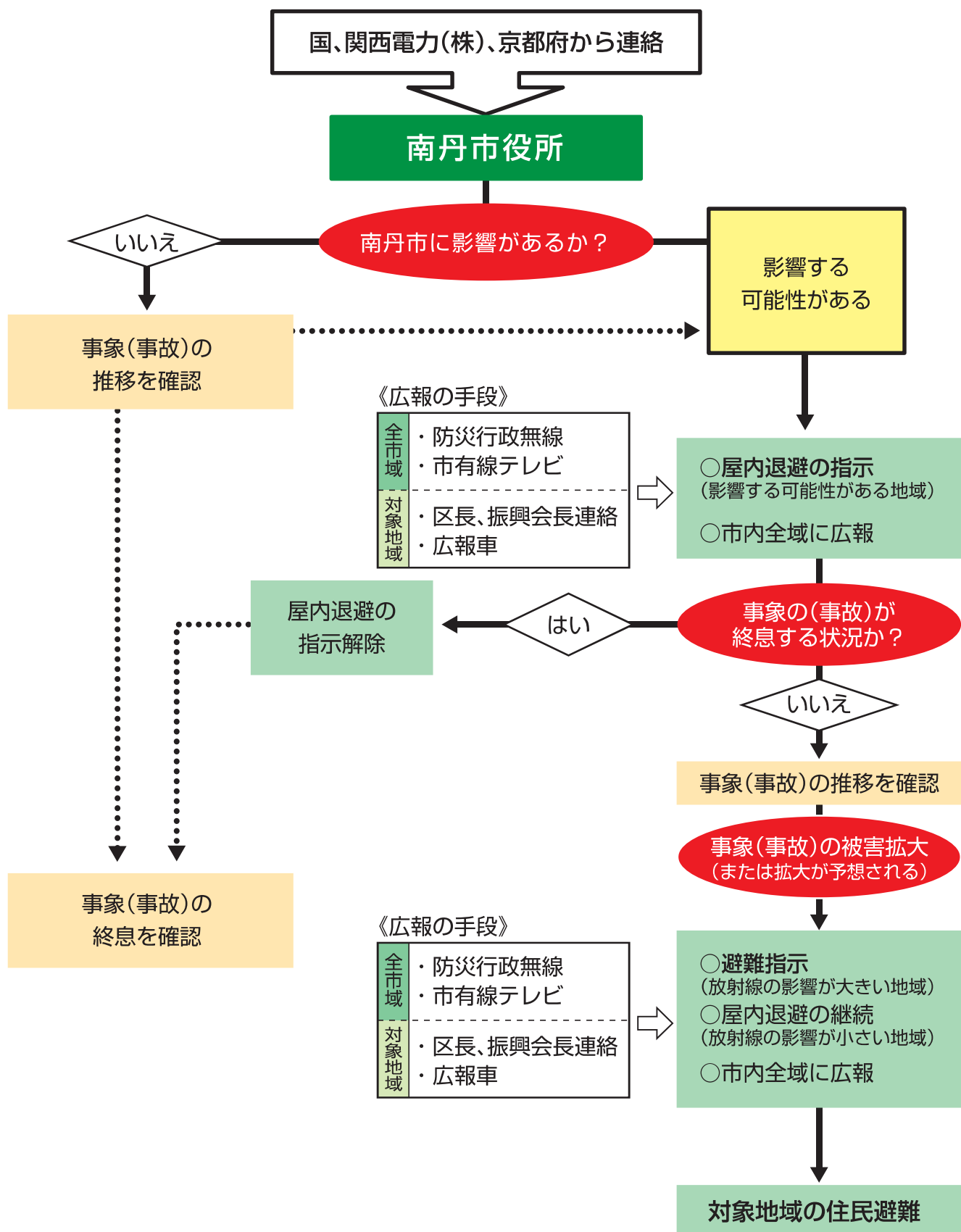
○高浜原子力発電所

地 域 名	南丹市美山町全域
-------	----------

○大飯原子力発電所

地 域 名	美山町 鶴ヶ岡地域全域、知井地域全域、平屋地域全域
-------	---------------------------

原子力異常事象(事故)から住民避難まで



2. 情報の伝達

原子力災害が発生した場合、南丹市では災害対策本部を設置し、その対策をとることとしています。そこで災害の状況を把握し、住民のみなさん、各関係機関、保育所、小中学校、関係施設などへ情報の提供と「避難行動(取るべき行動)」を指示します。

1. 伝達先

(1)各区長さんへの連絡

市災害対策本部美山支所から、各区長さん及び各振興会長さんに対して電話により連絡します。(情報の錯そうや混乱を避けるため、区長連絡の窓口は美山支所に限定させていただきます。)

各区長さんは、もたらされた情報を区民の方々に伝え、地域での情報共有を図ってください。

特に、災害時要援護者の移動や避難については、注意が必要なため、地域での状況把握と市の福祉部局との連絡調整を図ってください。

(2)保育所、小中学校、北桑田高校への連絡

在校園中、原子力災害が発生した場合、美山町内の保育所長、各学校長へ市災害対策本部から連絡します。

特に、市災害対策本部から『屋内退避』の指示があった場合は、校舎から外出しない措置をとり、別に指示するまで園児、児童・生徒、教職員は待機させることとします。

(3)宿泊・観光施設等への連絡

市災害対策本部から美山町内の各宿泊施設、観光施設などに連絡し、観光客、宿泊客などの来街者に対して、速やかに帰宅いただくよう促します。

特に、宿泊施設においては、その時の宿泊状況を市災害対策本部へ報告し、早期に帰宅いただくよう宿泊客に伝えてください。

また、農協、森林組合等農林関係団体へも同様の情報提供をします。

(4)社会福祉施設、医療施設への連絡

市災害対策本部から関係する美山町内の各施設に連絡します。

特に、社会福祉施設(災害時要援護者施設)について、避難の必要が生じたときのために、事前に福祉部局との連絡調整を十分図ってください。

(5)関係機関への連絡

警察署、消防署、市消防団と連絡調整の上、住民の避難行動の補助をします。

2. その他伝達手法

(1)防災行政無線、有線テレビの活用

電話連絡に加え、広く市民に原子力発電所の異常事象(事故)を周知し、災害に備えていただくよう有線テレビで広報するほか、防災行政無線でも、逐次お知らせします。特に緊急時は、防災行政無線で放送しますので、十分注意をしてください。

(2)広報車巡回

災害対策本部が『屋内退避』や『避難』の指示を出した地域には、市の広報車により巡回広報します。

3. 避難しなければならないとき

1. 避難の誘導及び手段

(1)緊急集合場所と避難所

原子力災害により、避難指示が出された場合は、各地域の公民館、集落センターなどを「緊急集合場所」に指定しています。

避難を必要とするときは、防災行政無線の放送が繰り返し流れますので、身の回りの必要なものを持って、集合してください。

住民の避難のために、市災害対策本部が用意した輸送バスが「緊急集合場所」へ迎えに行き、用意した避難所まで輸送します。

(2)避難のための輸送計画

避難をしなければならないとなったときは、市災害対策本部が用意した輸送バスが「緊急集合場所」へ迎えに行き、避難所まで輸送します。

その際、防災行政無線や有線テレビで、地域ごとに

【〇〇地域の方々にお知らせします】

〇〇時までに、〇〇地域の方々は、緊急集合場所に指定している△△公民館(集落センター等)に集合してください。

〈繰り返し放送〉

と放送しますので、あわてず、落ち着いてご集合ください。

避難に係る輸送計画は、その時の避難指示が出された地域や対象人口に基づき、立案します。

《各区の緊急集合場所及び収容避難所》

地域名		緊急集合場所	避難所
鶴ヶ岡地域	山森（福居）	山森区公民館	園部北部コミュニティセンター
	熊壁（福居）	福居公民館	園部木崎町児童老人会館
	脇（福居）	脇区公民館	園部北部コミュニティセンター
	庄田（福居）	庄田区公民館	園部北部コミュニティセンター
	林（盛郷）	惣持院	園部スポーツセンター
	上吉田（盛郷）	上吉田公民館	園部木崎町児童老人会館
	田土（盛郷）	田土公民館	園部スポーツセンター
	洞（豊郷）	洞公民館	園部木崎町児童老人会館
	名島（豊郷）	豊郷公民館	園部南部コミュニティセンター
	神谷（豊郷）	神谷集落センター	園部スポーツセンター
	松尾（豊郷）	松尾集落センター	園部半田文化センター
	舟津（鶴ヶ岡）	舟津集会所	園部南部コミュニティセンター
	殿（鶴ヶ岡）	鶴ヶ岡小学校	園部公民館
	川合（鶴ヶ岡）	川合公民館	園部南部コミュニティセンター
	棚（鶴ヶ岡）	棚公民館	園部公民館
	砂木（高野）	砂木集落センター	園部公民館
	栃原（高野）	栃原集議所	園部仁江文化センター
	今宮（高野）	今宮公民館	園部公民館
知井地域	南	南公民館	南丹市国際交流会館
	北	北集落センター	
	中	中公民館	
	河内谷	河内谷公民館	
	下	下集落センター	
	知見	知見公民館 西畑集会所	
	江和	江和集落センター	
	田歌	田歌集落センター	
	芦生	芦生公民館	
	白石	白石バス停	
	佐々里	佐々里公民館	

地域名		緊急集合場所	避難所
平屋地域	内久保	内久保公民館	南丹市国際交流会館
	大内		
	荒倉	荒倉集落センター	
	深見	深見公民館	
	長尾	長尾集落センター	
	野添	野添公民館	
	安掛	安掛集落センター	
	上平屋	上平屋公民館	
下平屋	下平屋集落センター		
又林	又林公民館		
大野地域	萱野	萱野公民館	京都府立 口丹波勤労者福祉会館
	大野	大野公民館	
	川谷	川谷公民館	
	岩江戸	岩江戸公民館	
	肱谷	肱谷公民館	
	小淵	小淵公民館	
	向山	向山公民館	
	檜原	檜原公民館	
音海	音海公民館		
宮島地域	原	原公民館	園部小学校体育館
	板橋	板橋集落センター	
	宮脇	宮脇公民館	
	下吉田	下吉田集落センター	園部第二小学校体育館
	島	島公民館	
	長谷	長谷運動公園	
	上司	上司公民館	園部中学校体育館
	和泉	和泉公民館	
静原	静原公民館		

※地域コミュニティが持続可能なように、各区ごとに避難所を指定しています。

※地域コミュニティが持続可能なように、各区ごとに避難所を指定しています。

※『避難所』は必要に応じて適宜見直します。

(3)避難の確認

原子力災害による避難指示が出された地域は、全住民が避難を要します。

このことから、住民の避難に対して、次のとおり各区長さんなど地域の方々と連絡調整の上、避難の確認を進めることとします。

避難時の申し合わせ事項

- ①避難対象地域の緊急集合場所に、市災害対策本部から現地に職員を派遣し、区長さん及び地元消防団員と連携し、戸別訪問により、避難完了の確認を行います。
- ②一人で避難が困難な方、介助や援助を必要とする方は、地域の方々の協力と現地派遣職員、消防団が連携し、緊急集合場所へお連れします。(バス以外に別途車両が必要な場合は、市災害対策本部が用意します。)
- ③自家用車で避難される方も、一旦は緊急集合場所に参集いただき、氏名、世帯構成や人数等を区長さんに報告し、避難用バスとともに、避難所へ移動します。
- ④親戚や知人、友人宅へ独自に避難されるケースも想定されますが、その際も、一旦は緊急集合場所に参集いただき、氏名、世帯構成や人数等を区長さんに報告してください。(外出等により留守の場合、区長さんに報告なしに避難された場合などは、避難確認や安否確認ができないため、後日必ず南丹市役所へ連絡をお願いします。)
- ⑤避難が完了しても、なお避難の有無が未確認の方がおられた場合、市災害対策本部は、避難未確認リストを作成しますので、避難対象地域の区長さんは、現地派遣職員に報告をお願いします。

4. 避難生活への支援

1. 災害時要援護者への支援

災害による避難生活は、集団生活となるため、プライバシーの問題等数々の日常生活と大きく異なる環境となるため、避難所での長期的な生活が、心身に及ぼす影響は大きいと考えられます。

特に、災害時要援護者(高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと)の方々に対しては、福祉避難所の開設や安全が確認された社会福祉施設等に入所の調整するなど、避難生活に対して支援を行うこととしています。

5. 医療体制の確保

1. 初期被ばく医療

避難時のモニタリングの数値により、被ばくの可能性があると判断される住民の方は、指定された被ばく医療機関に搬送します。

《京都府南丹医療圏内の初期被ばく医療機関》

医 療 機 関 名	所 在 地	連 絡 先
公立南丹病院	南丹市八木町八木上野 25	0771-42-2510
国保京丹波病院	船井郡京丹波町和田大下 28	0771-86-0220
医療法人清仁会亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1-32-15	0771-23-0013
亀岡市立病院	亀岡市篠町篠野田 1-1	0771-25-7313

2. 救護所の開設

(1)避難の初動期

京都府南丹保健所と連携し、避難所に避難されてきた住民のために、救護所を設置し、住民の登録、スクリーニング、簡易な除染、行動調査及び説明を行い、放射線被ばくと放射性物質による汚染の有無を調べ、医療機関への搬送決定等を行います。

(2)生活安定期

継続した治療が必要な方や常備薬の服用を日常からされている方に対して、各避難所で避難所担当職員が確認、取りまとめの上、船井医師会の協力を得て、避難所の巡回検診の実施や各医療機関と連携し、医師の診察を受ける環境を整えることとしています。

また、京都府南丹保健所と連携し、保健師を各避難所に派遣し、避難者の健康管理やストレスケアを行います。

6. 関係機関連絡先

■南丹市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
南丹市役所本庁	南丹市園部町小桜町 47	0771-68-0002
南丹市役所八木支所	南丹市八木町八木東久保 29-1	0771-68-0020 0771-42-2300
南丹市役所日吉支所	南丹市日吉町保野田市野 3-1	0771-68-0030
南丹市役所美山支所	南丹市美山町島島台 51	0771-68-0040

■京都府

名 称	所 在 地	電 話 番 号
南丹広域振興局 企画総務部総務室	亀岡市荒塚町 1-4-1	0771-22-0422
南丹広域振興局 園部地域総務室	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	0771-62-0360
南丹保健所		0771-62-4751
南丹土木事務所		0771-62-0025
府民生活部 防災・原子力安全課	京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町	075-414-4475
文化環境部 環境・エネルギー局 環境管理課		075-414-4709

■警察・消防機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
京都府南丹警察署	南丹市園部町上本町南 2-5	0771-62-0110
京都中部広域消防組合 消防本部	亀岡市荒塚町 1-9-1	0771-22-9582
京都中部広域消防組合 園部消防署	南丹市園部町上木崎町大將軍 19-2	0771-62-0119



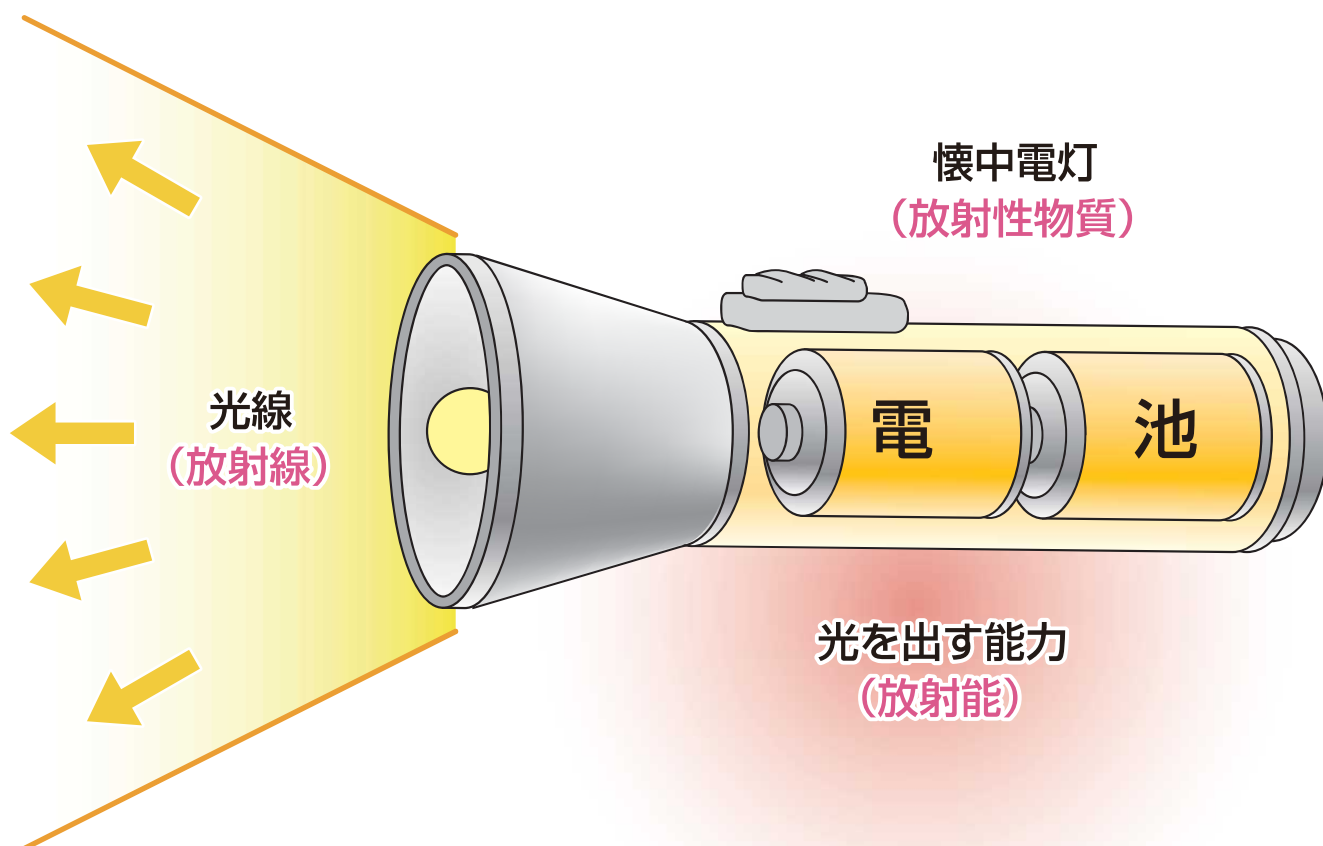
放射線の基礎知識

1. 放射能と放射性物質とは違うの？

放射能という言葉がよく使われますが、放射線を出す能力を「**放射能**」、放射能を持っている物質を「**放射性物質**」といい、区別されます。

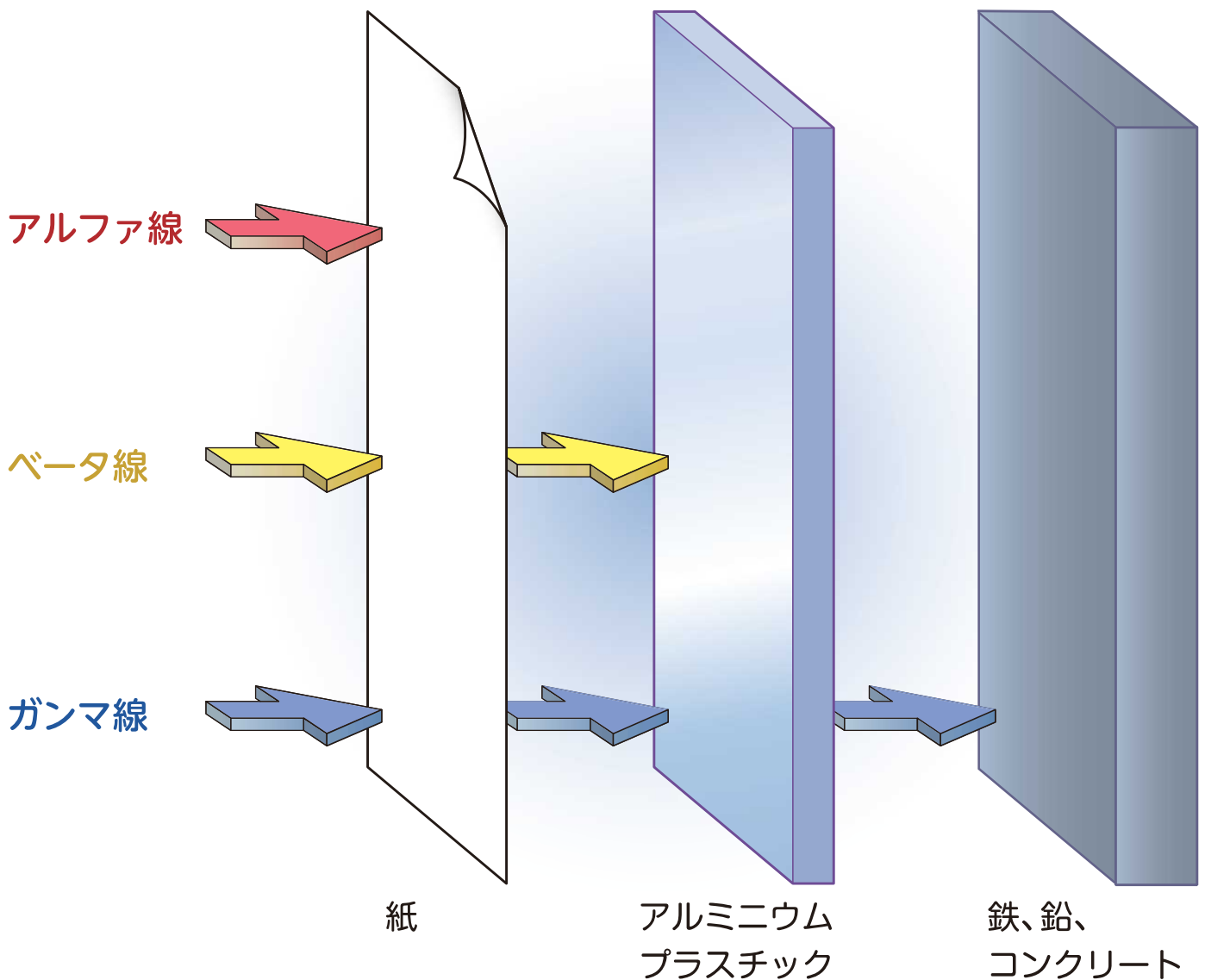
【懐中電灯に例えると】

「懐中電灯」が放射性物質に、懐中電灯から出る「**光線**」が放射線に、そして、懐中電灯の「**光を出す能力**」が放射能に対応します。



【放射線の性質】

- 放射線には、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線などの種類があり、ものを通り抜ける性質があります。
- 放射線は目に見えず、ニオイも味ありません。



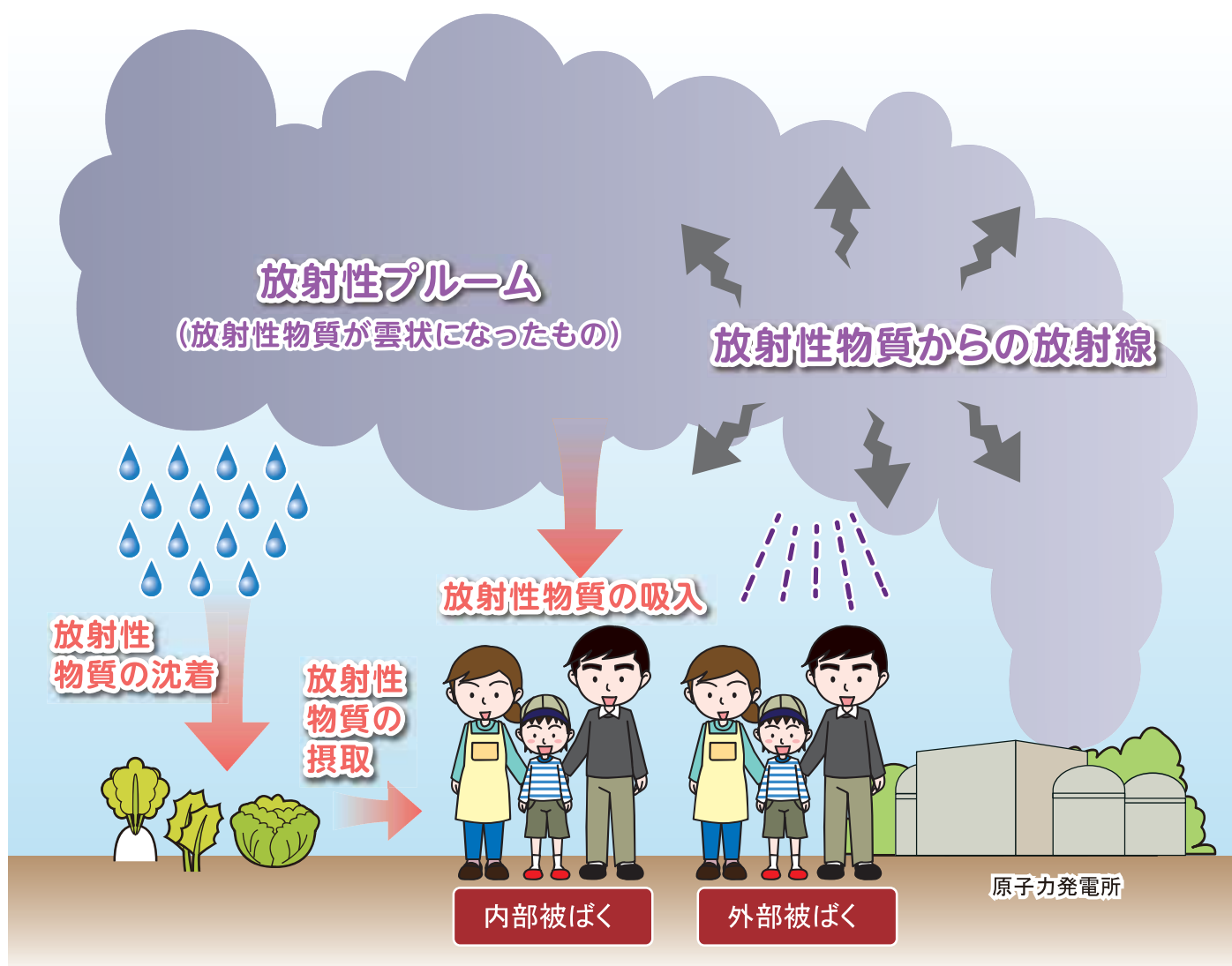
放射線の種類によってものを通り抜ける力が異なり、アルファ線は紙1枚、ベータ線はアルミニウムやプラスチック、ガンマ線は鉄や鉛、コンクリートでとまります。

このため、おくないたいひ屋内退避やおくないたいひコンクリート屋内退避が有効となります。

2.外部被ばくと内部被ばくのの違いって何？

体の外部にある放射性物質から放出される放射線を受けることを外部被ばくといいます。

人が呼吸や食べ物等から放射性物質を体内に取り込むことによって、体の内部から放射線を受けることを内部被ばくといいます。



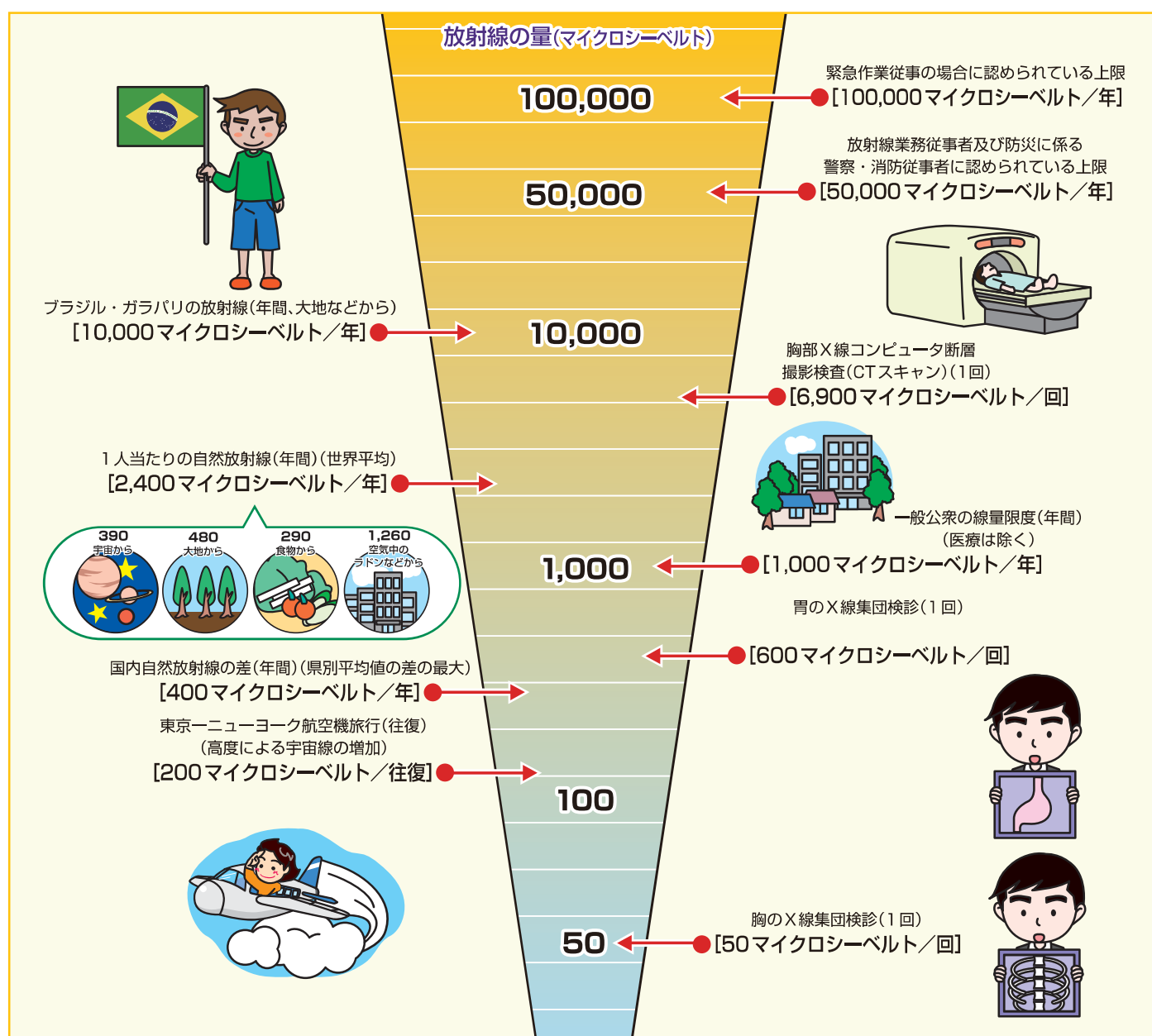
3.日常生活でも放射線を浴びているの？

私たちの周りの土や石の中には、わずかですが、放射線を出す物質(放射性物質)があり、また、宇宙から来る放射線もあるので、日常生活の中でも、少しずつですが放射線を受けています。

放射線は、体の細胞を傷つけますが、私たちの体にはその傷を修復する仕組みがあり、日常生活で受けるくらいの放射線の量では健康被害がでないように調節しています。

また、放射線は、医療などでも活用されています。

【日常生活と放射線】



(出典) 資源エネルギー庁「原子力2002」をもとに文部科学省において作成

4.手洗いとかマスクをただで、本当に大丈夫なの？

放射性物質が体に付着したときは、水で洗えば、かなり取り除くことができます。

外から帰ったときには、衣服に放射性物質が付着している可能性がありますので、家に入る前に、衣服についたチリやホコリをよく落としましょう。

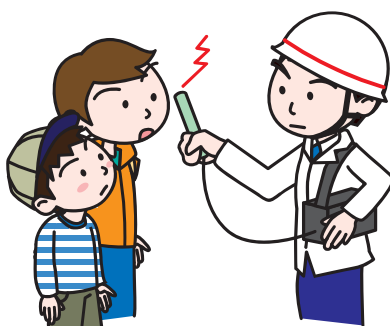
また、家に入った後は、必ず手や顔を水で洗いましょう。



放射性物質を体内に吸い込まないようにするためには、マスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうだけでも、相当効果があります。

ハンカチを4回折りたたみ口にあてると、94%の体内吸入防止効果があるといわれています。

避難所などでは、放射性物質が衣服や身体に付着しているかを調べ、必要ならば、放射性物質を落とす作業(除染)を行い、また、専門的な医療が必要な人については指定された医療機関へ搬送します。



必要があるときは、放射性物質を洗ったり、拭き取ったりして取り除きます。

放射性物質が付着していないかどうか確認し、けがなどの応急手当も行います。

専門的な医療が必要なときは、指定された医療機関へ搬送します。

5.避難時や緊急時のために何を準備すればいいの？

平常時から以下のチェックリストのものを準備しておき、緊急時に持ち出しましょう。

万が一の時に備え、非常時持出品をチェックしておきましょう。

■持ち出すことが必要なもの



チェックリスト

■持ち出すことが必要なもの

【貴重品】

現金	
預金通帳	
印鑑	
運転免許証	
健康保険証	

【情報収集用品】

携帯電話	
携帯用ラジオ	
予備電池	

【その他個人で必要なもの】

医薬品	
乳児用ミルク	
オムツ	
筆記用具	
マスク	

■持ち出した方が便利なもの



■持ち出した方が便利なもの

懐中電灯	
防寒具	
おやつ(子供用)	
傘などの雨具	

※ここに挙げている持出品は主なものであり、各家庭の実情に応じて必要なものを用意し、チェックリストに記入しておきましょう。

非常時持出品は自然災害時のものとほとんど同じです。

6.食べ物や飲み物はいつもどおり飲食していいの？

食の安心・安全の確保については、国と福島県及び周辺16都県が連携して、総合的な検査が行われ、規制値を超えた食品が流通しないようにしています。

さらに、京都府では、食の安心・安全を確かなものにするため、府内に流通している食品について、野菜や水産物等に加え、加工食品や子供が口にする食品にまで検査対象を広げるとともに、府内で生産される農産物等については、検査品目を増やすなど、放射性物質の検査を強化しており、これらの検査結果はホームページでご覧いただけます。

なお、原子力災害が発生したときには、緊急時モニタリング体制をとり、放射能の測定監視を強化します。

放射能測定の結果、定められた濃度以上の放射性物質が含まれている食べ物・飲み物や農林水産物があれば、府や市の災害対策本部がそれらの飲食や出荷を制限します。



× ㄷ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines for tracing and writing practice.

南丹市原子力防災パンフレット

作成年月：平成24年3月

編集・発行：京都府南丹市総務部総務課

〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町47番地

電話(0771)68-0002